

女性のチャレンジ支援策と入札参加者資格

関東学院大学工学部 正会員 昌子住江

1 はじめに

今日では、大学や高専の土木系の学科に、女子学生が在籍すること自体は特に話題にはなくなってきた。しかし就職活動の中では、実際に女子学生であるということで受験の機会について制約を受けるという報告を受けることがある。このことについては、特に多くの女子学生を抱える教育機関や研究室において対応策を検討するなどの試みも見られるが、昨今の建設不況と相俟ってなかなか展望を見出せないのが実情である。

建設業への女性の進出に対しては、これまでも企業、学会、教育機関等において、男女ともに働く場としての意識の变革、就業条件の整備、また女子学生への職業教育を通してさまざまな試みがなされてきたが、これらの有効性や改善策を検討する必要があることはいうまでもない。一方では、従来女性の活躍することが少なかった分野へ、女性の活動の場を広げる、いわゆるチャレンジ支援として、より広い視野から捉えていこうとする動きもある。本稿では、その一環としての公共入札の場を活用した支援策について、福岡県福岡市の事例を交えて検討を試みたものである。

2 女性のチャレンジ支援策とは

女性が従来活躍することの少なかった分野で、新しい発想や多様な能力を発揮すべく挑戦しようとする場合、これを受け入れる環境を整備することが必要になるが、その環境整備は単に人々の意識の高まりや、企業の自主的な協力（それらが必要なことはいうまでもないが）などに委ねているだけでは長い年月を要することになるので、政府（中央、地方）が然るべき施策を講ずる必要があるというのが、女性のチャレンジ支援策の基本的概念である。

2002(平成 14)年 10 月にとりまとめられた男女共同参画会議基本問題専門調査会の報告書「女性のチャレンジ支援策について(中間まとめ)」(以下「中間まとめ」という)の「新たな方策の検討」では、次のように説明されている。

Keywords: 男女共同参画、チャレンジ支援、入札

連絡先：〒236-8501 横浜市金沢区六浦東 1-50-1

TEL&FAX. 045-786-7753

E-mail: sshoji@kanto-gakuin.ac.jp

「事業者等における男女共同参画推進の取り組みを促すという観点からの効果的な方策として、入札や補助金交付の際に、当該事業者の男女共同参画推進状況について報告を求めたり、交付決定の判断の一要素とするなどの新たな方策が考えられる。」としながら、「公契約」については、会計法の契約制度の原則である「公正性、経済性」を踏まえてはならないので「地方公共団体において、男女共同参画の推進状況を入札の参加登録の審査項目とするには、客観的かつ透明性の高い評価手法の確立と、入札参加登録における事業者による申請・報告の虚偽等の防止の為の措置が必要であり、かつ、また契約制度の原則である『公正性、経済性』にも留意する必要がある。」(p.15)と述べている。ここに示されている公共入札の場面を活用した支援策とは、アメリカ合衆国において実際に用いられている、公共契約の固有の目的以外の他の政策（付随的政策—collateral policy-と呼ばれる）を実現するために、公契約を活用する手法のことを指している。

「中間まとめ」ではさらに、「一部の地方公共団体においては、建設工事の入札参加登録にかかる審査項目の主観的事項として、ISO シリーズの認証取得状況や障害者雇用比率を加点し、格付けを行っている事例もあり、これらと同様に、ポジティブ・アクション計画の策定の有無、均等推進企業表彰実績、男女雇用機会均等法の違反にかかる企業名公表の有無等を、審査項目として加えることが考えられる。」と続く。ここで視野に入れている「一部の地方公共団体」の中には、工事契約などの業者登録の場合に男女共同参画の推進状況の報告を求める手法を導入した福岡県宗像郡福岡市が含まれている。以下では、この福岡市の「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の関連規定を中心に、検討を進める。

3 福岡県福岡市「男女がともに歩むまちづくり条例」における関連規定をめぐって

福岡県の福岡市は、県北部に位置し北九州市と福岡市の間にある。面積約 30 平方キロに、約 4 万 1 千人が居住するいわゆるベッドタウンである。海、山、川の自然に恵まれ、近年も僅かではあるが人口増加の傾向は続いている。ただ年令別人口構成の推移からは、徐々に少子高齢化が進んでいることが見てとれる。こうした中で同市は「男女がともに歩むま

ちづくり基本条例」を制定した（平成14年4月1日施行）。ここでは、「事業者等の責務」を次のように規定している。

- 第6条 事業者等が事業・活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するために、積極的に取り組むと共に、町が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者等は、男女が家庭と就業や活動を両立できる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者等が町と工事請負などの契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出なければならない。

したがって、この条例第6条第3項に規定する「男女共同参画推進状況報告書」（以下「報告書」という）の提出がない場合には、同町の入札参加資格審査申請書を提出することができない。なお「報告書」に記載する事項は以下の通りである。

- 1) 従業者（男女）の参画状況について
 - ・雇用に関する事項
 - ・育児・介護等制度の利用状況に関する事項
- 2) 男女共同参画推進の取り組みについて
 - ・育児や介護を行う従業者の「仕事」と「家庭」の両立支援に関する項目
 - ・女性従業者に対する就業の配慮に関する項目（セクシュアル・ハラスメントに関する項目等）

福岡町長名で事業者宛に出された「入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況の報告について」（平成14年9月）と題する文書では、「報告書」の提出が指名競争入札等の参加者資格に関わるものであり、「指名基準の要件には含まれないこと」を明記している。また、先進的に男女共同参画の責務を遂行している事業者等に対しては、推進モデルとして広く住民に周知するとして、提出された報告書が推進モデルの検討資料として活用されることを付記している。

さらに「広報ふくま」2001年11月号「特集 男女がともに歩むまちづくり」では、この「事業者等の責務」について、そのねらいを「一つめは、男女に対する育児・介護休暇制度の整備や、セクシュアル・ハラスメントの防止、労働時間の短縮を行うことなどよ。二つめは、業者登録の申請書に参画推進の状況を書き入れる欄を設けて記入してもらうことで、意識啓発と参画推進を求めているの。これも、この条例案の特徴の一つよ。」としており、精神的側面が強いことが伺える。

4 チャレンジ支援策の活用とその課題

いうまでもなく国、地方公共団体いずれの契約も、競争入札を優先する制度が採用されており、入札参加者資格の設定、指名基準、指名停止基準または落札者の決定基準において女性のチャレンジを支援する仕組みが組み込まれば、その効果は大きいといえるが、「中間まとめ」が指摘するように、会計制度が前提とする「公正性、経済性」ならびに入札参加登録の審査項目とするためには、客観的かつ透明性の高い評価手法の確立が必要となる。

この点に関しては、入札参加者資格、指名基準、指名停止基準等に関する会計法と関連法令にかかわる解釈上の検討、ならびに男女共同参画社会基本法との関係など、法律論上の課題が数多く存在するが、もちろんそのこと自体は本稿の検討の範囲を越える。この点については、碓井光明「女性のチャレンジ支援策—公共契約を通じた支援をめぐる」（参考文献2）が示唆的であることを付け加えておく。

なお同論文の中で、現在の建設業者に係る経営事項審査の項目には「社会性等」の審査項目があり、そのなかの「労働福祉の状況」で、男女共同参画社会実現への貢献あるいは妨げとなる状況を要素別に取り出して点数化することが可能ではないかとの指摘もされている。

入札資格に男女共同参画促進度を考慮する規定を入れた条例については千葉県で検討された経緯があるが（2002年10月継続審議）今のところ条例として成立しているのはここに取り上げた福岡町のみであろう。したがって、同町での運用状況や効果について検証しながら、法律論的な課題を考慮しつつ、その有効性について考えていきたい。

[参考文献]

- 1) 土木学会：土木学会誌 1996年9月号別冊増刊『土木と女性技術者』Vol.81-11
本稿に関連しては特に座談会「今何が問題か」の今野発言参照（p.28）
- 2) 有斐閣：『ジュリスト』「特集・ジェンダーと法」（No.1237）
2003.1.1-15